

令和 4 年度栃木県保険薬局物価高騰対策支援事業に係る Q & A

R4.11.21現在

質 問	回 答
【Q 1】 なぜ、保険薬局の支援を行うのですか？	【A 1】 保険薬局の収入源である調剤報酬は、国が設定しており、薬局が物価高騰分を任意に価格転嫁することはできません。薬局開設者の負担を軽減するため、緊急かつ一時的に電気料金等の高騰分に対して支援を行うことにしました。
【Q 2】 （一社）栃木県薬剤師会の会員薬局ではありませんが、支援金の申請は行えますか？	【A 2】 会員・非会員問わず申請を行うことができますが、令和 4 年10月 1 日現在で関東信越厚生局において保険薬局の指定を受けている、栃木県内の薬局に限られます。
【Q 3】 複数の薬局を開設しています。申請書を分けて申請してもよいですか？	【A 3】 ひとつの申請書にまとめて申請してください。
【Q 4】 令和 4 年10月時点と現在の薬局開設者が変わっていますが、申請することは可能ですか？	【A 4】 令和 4 年10月 1 日時点の薬局開設者が申請してください。
【Q 5】 近々、廃業する予定ですが、申請はできますか？	【A 5】 できません。
【Q 6】 すでに市町から物価高騰対策支援金の交付を受けました。こちらの栃木県保険薬局物価高騰対策支援金の申請を行うことはできますか？	【A 6】 対象経費や対象期間が同一である場合、他の支援金や補助金と重複して申請を行うことはできません。詳細については、すでに交付を受けた支援金の名称や交付を受けた市町の名称等を確認の上、電話でお問い合わせください。
【Q 7】 申請後、支援金はいつ頃振り込まれますか？	【A 7】 令和 5 年 2 月頃の予定です。
【Q 8】 この支援金における証拠書類として 5 年間保管すべき書類とは具体的には何ですか？	【A 8】 本事業は令和 4 年度の電気料金等、光熱費の高騰分の一部を支援する事業です。本支援金の交付を受けた場合には、本事業における収入及び支出等に係る証拠書類（令和 4 年度における電気代の領収書等）を 5 年間適切に整備保管してください。